



福島県医師会第526号(印)

平成25年5月15日

各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

桂川町公費医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて

今般、平成25年7月1日診療分から入院に係る子ども医療制度の対象を、下記の通り拡大する旨、桂川町より別紙の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、嘉穂郡桂川町役場保険環境課医療介護保険係(0948-65-1097)までご照会ください。

記

1. 改正日：平成25年7月1日

2. 改正内容

(1) 桂川町子ども医療制度の対象者を下記の通り拡大する。(入院のみ)

	現行	改正後
入 院	小学3年生(9歳に達する日以後の最初の3月31日)までを対象 自己負担 500円/日(月3,500円限度) 各医療機関ごとに負担	小学6年生(12歳に達する日以後の最初の3月31日)までを対象 自己負担 500円/日(月3,500円限度) 各医療機関ごとに負担

※1. 入院外については変更ありません。(9歳に達する日以降の最初の3月31日までを対象)

※2. 小学生で「重度障害者医療」または「ひとり親家庭等医療」の助成が受けられる場合は、そちらを優先して使用となります。

25 桂保後第 19 号
平成 25 年 5 月 1 日

福岡県医師会会長 様

桂川町長 井 上 利



桂川町公費医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（依頼）

新緑の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から乳障親医療制度につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成 25 年 7 月 1 日から桂川町子ども医療制度が一部改正となります。詳細につきましては、下記のとおりです。

つきましては、制度改正により入院に係る医療費の取り扱いが変更となりますので、請求の際は十分にご注意していただきますようお願いいたします。また、制度周知のため、貴会会員様に通知と別紙「お知らせ」の配布も併せてお願いいたします。

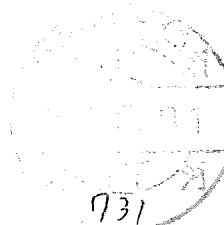
記

	新	旧
入院	小学 6 年生（12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）までを対象 自己負担 500 円／日（月 3, 500 円限度）各医療機関ごとに負担	小学 3 年生（9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）までを対象 自己負担 500 円／日（月 3, 500 円限度）各医療機関ごとに負担
入院外	変更ありません（9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までを対象）	

※小学生で「重度障害者医療」または「ひとり親家庭等医療」の助成が受けられる場合は、そちらを優先して使用となります。

《問い合わせ先》

嘉穂郡桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係
電話 0948-65-1097（直通）



桂川町からお知らせ

平成25年7月から入院の医療費支給対象を 小学校6年生までに拡大します

	新	旧
入院	小学6年生（12歳に達する日以後の最初の3月31日）までを対象	小学3年生（9歳に達する日以後の最初の3月31日）までを対象
入院外	変更ありません（9歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	

※小学生で「重度障害者医療」または「ひとり親家庭等医療」の助成が受けられる場合は、そちらを優先して使用となります。

●桂川町の小学校4年生～6年生のお子さん

1. 以前、桂川町子ども医療の受給対象者で桂川町子ども医療証をお持ちであった方には、平成25年6月に新しい子ども医療証（入院のみ対象）を郵送します。
2. 上記1以外の方が助成を受けるには、申請手続きが必要です。
申請に必要なもの ・印鑑 ・健康保険証（お子さんの分）
申請場所 桂川町役場 保険環境課医療介護保険係

●桂川町の小学校1年生～3年生のお子さん

現在、桂川町子ども医療証をお持ちの方には、新しい子ども医療証（入院が拡大された証）を6月に郵送します。差し替えをお願いします。

●桂川町の小学校就学前のお子さん

6歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんは、今までどおり現在お持ちの「子ども医療証（平成22年12月以前に申請されたお子さんは「乳幼児医療証」となります。）」をご使用ください。